

～ 改正建築基準法の全面施行に伴う確認申請時等の留意事項について ～

平成30年6月27日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号。以下「法」という。）については、令和元年6月25日に全面施行されました。つきましては、確認申請等にあたっては下記の事項に御留意ください。

1. 法第6条第1項第1号の改正関係

法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、確認を要するものの面積が、当該用途に供する部分の床面積の合計が「100平方メートルを超えるもの」から「200平方メートルを超えるもの」に改正されました。

2. 確認申請時等に添付する委任状関係

建築基準法施行規則（以下「規則」という。）の改正により、代理者によって建築確認、構造計算適合性判定、中間検査、完了検査の申請を行う場合に、従来は委任状の原本の提出が必要でしたが、委任状の写しでもよいこととなりました。

3. 建築工事届の様式の改正関係

建築工事届の様式（別記第40号様式）の改正により、建築工事届において建築主の押印が不要となりました。

4. 各種様式の改正関係

法改正等に伴い、規則で定める確認申請等の様式の一部が改正されました。（主な様式については、[県庁ホームページ](#)に掲載されています。）

※ 参考

建築基準法の一部を改正する法律の概要等については、以下の国土交通省のホームページを御参照ください。

- [国土交通省ホームページ\(建築基準法の一部を改正する法律\(平成30年法律第67号。\)\)について](#)

★ 当センターでは確認検査業務の範囲を、平成30年11月1日から、「延べ床面積が500㎡以内かつ階数が2以下の建築物で、①法第6条第1項第1号又は第3号に規定する建築物のうち、型式適合認定を受けたもの、②法第6条第1項第4号に規定する建築物」に拡大しています。

今回の法改正により、改正前の100㎡を超える特殊建築物（法第6条第1号）であったものでも、

200㎡以下の店舗・倉庫・車庫・集会場・共同住宅等で法第6条第4号に該当する建物は当センターにおいて審査できることとなりました。

★ 当センターでは、建築確認の事前審査や事前相談も受付けております。

★ 確認検査申請の受付時に**ポイントサービス**（2ポイント）を実施しています、さらに午前中申請の特典として、**お早うポイント**を加算していますのでご利用下さい。

★ 宅配便や郵送による確認申請を当センターが**着払いにて受け付けるサービス**、さらに建築確認・検査済証についても、当センターが**無料で郵送するサービス**を行っていますのでご利用ください。ご希望の方は当センターへお申し込み下さい。

～ 宮崎市木造住宅耐震診断士派遣事業について（お知らせ） ～

当センターが本年7月に宮崎市から業務受託しました「**宮崎市木造住宅耐震診断士派遣事業**」に係る、木造住宅耐震診断士派遣申請についてお知らせいたします。本事業は、当センターより木造住宅耐震診断士を派遣し、無料で木造住宅の耐震診断を実施するものです。（申込には一定の条件を満たすことが必要です。詳しくは[当センターHP](#)をご覧ください）

- **事前相談**：令和元年7月16日（火）から8月23日（金）まで
- **受付期間**：令和元年8月19日（月）から8月30日（金）まで

お知らせ

- 皆様からの情報提供、お知らせなどをセンターのトピックスとともに掲載いたしますのでご利用下さい。
- 私たちは皆様にとって利用しやすいセンターづくりを行っております。皆様のご意見・ご提案をお待ちしております。